

【労働保険料等納付の猶予申請書の記載方法】

- 申請・審査に当たり、収入が確認できる書類（売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなど）の提出が必要となりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、**口頭によりお問い合わせ**します。
- 最近、国税、地方税及び厚生年金保険料等の納付猶予の特例を受けた場合は、**当該猶予許可通知書（最近2か月程度のもの）及び当該猶予申請書の写しを提出いただく**と申請書「2 猶予額の計算」欄の記載は省略できるとともに必要書類の提出も不要です。

(表面)



労働保険料等納付の猶予申請書(特例)

特

申請は、原則として、猶予を受けたい労働保険料等の納期限までとなります（法施行日から2月間は遡って申請できます。）。

労働局長 殿
 既に済んでいる猶予申請については、本猶予申請が許可された場合には取り下げます。また、既に猶予を受けている場合は、本猶予が許可された場合には取り下げさせていただきます。また、既に猶予を受けている場合は、本猶予が許可された場合には取り下げさせていただきます。また、既に猶予を受けている場合は、本猶予が許可された場合には取り下げさせていただきます。

1 申請者名等（以下の項目について、ご記入をお願いします。）

住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
 申請年月日 令和2年6月1日
 事業名 労働商事
 事業主氏名 労働 太郎
 労働保険番号
 法人番号

納付すべき労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料等の額	猶予を希望する額	備考
	令2	全	2・8・31	587,094		

特例猶予は納期限が令和2年2月1日から令和3年2月1日までの労働保険料等が対象です。

猶予期間(全期又は1期) 納付すべき労働保険料等の納期限の翌日から 令和3年8月31日まで 2月間

収入が減少した理由にチェックしてください。その他の理由の場合は簡記してください。

猶予期間は納期限から1年間です。特段の事情がない場合は、1年後の日を記載してください。

「㊸申告済概算保険料額」と「㊸(㊸)確定保険料額」との差額や、「㊸(へ)一般拠出金額」がある場合は、「㊸(ト)今期納付額」を転記してください。

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注) 国税・地方税・厚生年金保険料等のいずれかの納付猶予の特例の猶予許可通知書等(写)及びその申請書(写)を添付した場合は、2の記入は不要です。

(1) 収入及び支出の状況等

書き方の詳細は裏面をご覧ください。

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和2年(当年)			前年同月		
	2月	3月	5月	2月	3月	5月
収入	売上	1,800,000	1,500,000	1,500,000	2,000,000	2,500,000
	小計	1,800,000	1,500,000	1,500,000	2,000,000	2,500,000
支出	仕入	1,000,000	800,000	800,000	1,200,000	1,300,000
	販売費/一般管理費	150,000	100,000	100,000	150,000	200,000
	借入金返済	200,000	200,000	200,000	250,000	250,000
	生活費(※)	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
小計	1,600,000	1,350,000	1,350,000	1,850,000	2,000,000	1,400,000

収入減少率 40%

支出平均額 1,433,333円

※ 減価償却申請者 月別の売上が不明な場合は、年間の売上を月数で割り返した平均値を利用しても構いません。

お手持ちの帳簿等から記載してください。

社会保険労務士が作成する場合は記載してください。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

提出用 令和2年6月10日

あて先 〒XXX-XXXX 〇〇市〇〇〇-〇〇-〇〇 〇〇労働局 uaj39uuy

区分	労働保険料	労災保険分	雇用保険分	厚生年金分	労務費分	収入金
確定保険料	587,094	170,295	705,60	416,799	9.00	9.00
概算・増加概算保険料	587,094	170,295	705,60	416,799	9.00	9.00



期別	全期又は年度	今期	前年	前々年
納付額	587,094	170,295	705,60	416,799

(裏面)

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	8,600,000 円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	300,000 円
		=	当面の支出見込額(⑬)	8,900,000 円

(3) 現金・預貯金残高

現金	金額	100,000 円	預貯金	金額	1,000,000 円	現金・預貯金の合計(⑭)	1,100,000 円
----	----	-----------	-----	----	-------------	--------------	-------------

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

① 納付すべき労働保険料等	587,094 円	-	⑮ 納付可能金額	0 円	=	② 猶予額	587,094 円
---------------	-----------	---	----------	-----	---	-------	-----------

今後想定される臨時的な支出額を記載してください。確定していない場合は概算で構いません。

通帳や帳簿等を参考に、現在お持ちの現金・預貯金の額を記載してください。
なお、今回回収見込みの売掛金や貸付金などを考慮する必要はありません。

納付可能金額が算出された場合には、納期限までに納付していただく必要があります(困難な場合は担当職員にご相談ください。)

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)

この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します(※)。
※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞金が免除されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

チェックがあると、特例猶予が不許可となった場合でも、申請日に換価の猶予申請がされたものとして審査を行いますので、チェックをしてください。

「収入及び支出の記載方法」

お手持ちの帳簿や試算表から最近の収支状況を記載します。

項目	① 令和2年(当年)		
	2月	3月	5月
② 収入			
売上	1,800,000	1,500,000	1,500,000
小計	③ 1,800,000	④ 1,500,000	⑤ 1,500,000
③ 支出			
仕入	1,000,000	800,000	800,000
販売費/一般管理費	150,000	100,000	100,000
借入金返済	200,000	200,000	200,000
生活費(※)	250,000	250,000	250,000
小計	⑥ 1,600,000	⑦ 1,350,000	⑧ 1,350,000

① 令和2年2月以降で、前年同月と比べて収入が減少している月を1月以上記載します。連続した月でなくても構いません。

② 収入には、譲渡所得などの一時的な収入は含みません。

③ 支出には、その月において実際に支払った(支払が予定される)費用を記載します。減価償却費など実際に支払われない費用は含みません。

④ 個人事業主の方は、事業の支出以外に個人的な生活費も記載します(法人の場合は生活費は支出に該当しないので記載しません。)

国税、地方税、厚生年金保険料等の猶予申請書・猶予許可通知書のコピーを添付する場合の記載例

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りしながら記載します。)
(注) 国税・地方税・厚生年金保険料のいずれかの納付猶予の特例の猶予決定(許可)書(写)及びその猶予申請書を添付すれば、2の記入は不要です。

(1) 収入及び支出の状況等 **別紙国税の許可通知書等のとおり**
令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和2年(当年)			前年同月			収入減少率
	2月	3月	5月	2月	3月	5月	
収入							
売上	1,800,000	1,500,000	1,500,000	2,000,000	2,500,000	1,500,000	1-②+⑥ 1-③+⑦ 1-④+⑧ のうち最大のものを記載
小計	③ 1,800,000	④ 1,500,000	⑤ 1,500,000	⑥ 2,000,000	⑦ 2,500,000	⑧ 1,500,000	40 %
支出							
仕入	1,000,000	800,000	800,000	1,200,000	1,300,000	800,000	支出平均額
販売費/一般管理費	150,000	100,000	100,000	150,000	200,000	100,000	⑨+⑩+⑪ ÷記入月数
借入金返済	200,000	200,000	200,000	250,000	250,000	250,000	
生活費(※)	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	
小計	⑥ 1,600,000	⑦ 1,350,000	⑧ 1,350,000	⑨ 1,850,000	⑩ 2,000,000	⑪ 1,400,000	1,433,333 円

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。
※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

猶予制度に関してご質問等がありましたら、下記URLをご参照いただくか、最寄りの都道府県労働局労働保険徴収課(室)にお問い合わせください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html